

平安時代の貢鶴と供御鶴飼の成立

小川宏和

はじめに

現在、日本の鶴飼に用いる⁽¹⁾ウは、中国⁽²⁾と異なり人工繁殖を行わず、定期的な入れ替えを行つていて。そのため、日本⁽³⁾の鶴飼は、常に野生を補給しなければ成り立たない技術とされる。日本には、カワウ・ウミウ・ヒメウ・チシマウガラスの四種類が生息しており、このうち、漁に駆使される種は、カワウとウミウである。かつて複数の地域でカワウも用いられたが、現代鶴飼の多くは、沿岸部に飛来・繁殖する、渡り鳥のウミウを使用している。これは、ウミウのほうが、体格が大きく丈夫で、深く潜れるなど、漁に適するためである。⁽⁴⁾

日本古代の鶴飼を扱う研究は少ないが、ウの調達やその種類は、一つの論点となつていて。近年、樋口知志氏は、小林茂文氏の「鶴^リ首長權のシンボル」説をふまえ、現代鶴飼が、河川で海鳥のウミウを駆使すること、六国史から、海浜部でのウの捕獲が推定できることから、古代鶴飼もウミウを用いたとし、鶴飼による漁が、「河川を進出経路とした王權による内陸地域への支配の伸張を象徴する」ことを論じた。

樋口氏が、ウミウを用いる現代鶴飼を考慮した点は、評価する必要がある。しかし、既に、民俗学の可児弘明氏が、平安時代の貢鶴地と、後世のウミウの産地が重なる傾向を指摘している。⁽⁵⁾くわえて、諸国からの貢鶴には時代差があり、ウの調達を示す史料も、八世紀以前には確認できない。

したがつて、現代や平安期の事例のみをもつて、古代の全時期にあてはめることは、困難と思われる。

また、先行研究では、貢鶴や、それを配された鶴飼に関する史料の提示が、民俗分野も含め、十分とは言いがたい。そのため、平安期の貢鶴制度が、どのような規則や需要に基づき、運用されていたのかが、不明確なままとなつている。本稿では、以上の問題意識のもと、まずは、先学が扱つた鶴飼の象徴性については触れずに、基礎的な、貢鶴の需要と供給の関係を明らかにする。そして、最後に、九世紀末における貢鶴違期断罪の背景に注目し、十世紀以降みえる、鶴飼の活動の成立について論じたい。

一、貢鶴制度の変遷と鶴飼の儀礼化

1 八世紀の鶴飼とウ

古代の鶴飼には、大宝令段階までに、宮内省被管の大膳職雜供戸（以下、考課令最条古記により贊戸とする）に属すものがいた。史料1から、鶴飼は、三十七戸存在し、江人八十七戸・網曳百五十戸とともに、贊を納める見返りに、調・雜徭を免除される令制品部とされていたことがわかる。

2 平安時代の貢鶴とウミウの生態

平安遷都直後、鶴飼を直接伝える史料はみえないもの

史料1 『令集解』職員令40大膳職条 令釈所引 官員
令「別記」

大膳職（中略）

雜供戸 〈謂、鶴飼・江人・網引等之類也。釈云、別記云、鶴飼卅七戸・江人八十七戸・網引百五十戸。右三色人等、経年毎レ丁役、為_二品部、免_二調・雜徭。未醬廿戸、一番役十丁、為_二品部、免_二雜徭。毎年以下、古記无レ別。〉

『続日本紀』には「大膳職鶴飼」がみえ⁽⁷⁾、大膳職は、贊戸鶴飼が駆使するウも、所有していたらしい。三十七戸の鶴飼は、大和国吉野を拠点としたと推定されるが⁽⁸⁾、遷都後には、山背国の鶴飼が、その中心的役割を担うことになったと考えられる。

一方、八世紀には、「諸国所有鷹鶴」が存在し⁽⁹⁾、『万葉集』等も伝えるように、それらは、現地で鶴飼に用いられていたことが明らかとなつていて⁽¹⁰⁾。しかし、諸国のウガ、中央に進上されていたことを示す史料が見当たらないのが、現状である⁽¹¹⁾。

の、史料2が、先述の大膳職の贊戸に変化が生じたことを示している。

史料2 『類聚三代格』卷四 延暦十七年（七九八）六月

二十五日太政官符

太政官符

網曳長一人 江長一人 〔已上元隸二大膳職。〕

右被二大納言從三位神王宣一偁、件長等宜三改隸二内膳司。

延暦十七年六月二十五日

延暦十七年、網曳と江人の「長」各一名が、内膳司へ所属が移された。右に鵜飼はみえないが、推定されるように、ある時点、同様に内膳司へ移管されたと考えられる。⁽¹²⁾

イ・進鷺鷺時
諸国進レ鷺時、奉ニ解文ニ後、藏人於ニ右兵衛陣外ニ召ニ鷺飼、分給。藏人・出納居ニ胡床子、有ニ御覽ニ時、所推定できる。延暦二十四年（八〇五）に、佐渡国人道公全成が、「官飼」を盜んだ罪で、伊豆国へと配流された（史料A）。先述のように、各国でも鷺飼は行われたが、後の記録史料（史料D）をふまえると、佐渡からウを貢進していたことが確かめられる。また、史料Cによれば、大宰府は、毎年「年貢鷺鷺鳥」を貢納していた。⁽¹³⁾

そして、次に掲げた、『侍中群要』卷十 貢鷺御覽・分隨レ召々ニ御前、御厨子所鷺飼着ニ舍人装束、持參。出レ

給儀式史料》（以下、『儀式史料』）から、諸国からの貢鷺は、平安宮到着後、鷺飼に分給されたことがわかる。

『侍中群要』卷十 貢鷺御覽・分給儀式史料

ア・御覽鷺事 a

『家』奏ニ覽解文、下給之時、被レ仰下可レ有ニ御覽ニ之由、即垂ニ御簾、御厨子所鷺飼等、著ニ舍人装束、持ニ参瀧口戸、於ニ御前ニ出レ之入レ之。若鷺飼等不レ候、所衆・出納等役レ之、而後召ニ鷺飼等ニ分給。兵衛陣前立ニ胡床、藏人・出納・御厨子預等著レ之。或只於ニ陣屋座ニ行レ之。上古於ニ進物所樹下ニ給レ之云々。

ウ・御覽諸国貢鷺事

『家』奏ニ解文、下給之比、被レ仰下可ニ御覽ニ之由。先下ニ廂御簾、召レ鷺。〔持來時、仰ニ便門陣々可レ入之由、令レ候ニ北廊戸外。或說云○、出羽必覽、余未ニ必覽。〕

之入レ之、了上_二御簾_一。若無_二鵜飼_一者、藏人所并出納等持レ之令レ覽。〈已有_二先例_一。〉

工・御覽之後給鵜飼事
『家』出納一人・藏人一人・預等、召_二鵜飼長等_一、於右兵衛陣前給レ之。〈上古例、於_二進物所栗木下_一給之。今其木顛倒云々。〉

才・御覽鵜事 b

(○傍書) 「鵜持參之時、仰_二便陣令_一入レ之、候_二

北廊外_一」

奏_二解文_一下給之時、被レ仰_二可_二御覽_一之由、仍先下_二廂御簾_一、召_レ鵜之。御厨子所鵜飼等着_二舍人裝束_一、持_二參御前、出_レ之入_レ之。御覽了罷出、即上_二御簾_一云々。若鵜飼等忽不候ハ、出納持參、經_二御覽_一。又不_ニ必御覽_一、只令_ニ分給_一、御覽了後、給_ニ鵜飼等_一。即藏人、出納・御厨子所預等相率、於_二右兵衛陣前_一、召_ニ転飼長_一令_ニ頒給_一。藏人以下立_ニ胡床_一、著_レ之。
或居_ニ陣座_一給_レ之。上古於_ニ進物所西樹下_一給_ニ云々。年紀久樹仆了。

ここで一々の儀式次第を確認することはしないが、以上

から、儀式の有無は措くとして、九世紀には、中央において官鵜配給を受けた鵜飼の存在を推定できるのである。それでは、貢鵜は、具体的にどのような日程で、どのような規則に基づき、運用させていたのだろうか。考察の前提として、先学が触ってきた、貢鵜関連史料を確認しておこう（他の史料番号とは区別して、アルファベットを用いる）。

《佐渡国》

史料A 『日本後紀』延曆十四年（八〇五）十月庚申条
佐渡国人道公全成配_ニ伊豆国。以_レ盜_ニ官鵜_一也。

貢鵜を示唆する、初見史料である。述べたように、後の史料Dにも「佐渡」があつて、やはり、佐渡国で捕獲された「官鵜」が、中央へ進上されていたと判断できる。

《大宰府》

史料B 『日本三代実録』貞觀十一年（八七〇）二月甲午

条

先_レ是、大宰府言、対馬嶋下県郡人ト部乙屎麻呂、為_レ捕_ニ鶴鵠鳥_一、向_ニ新羅境_一。（後略）

史料C 『日本三代実録』仁和三年（八八七）五月己亥条

大宰府年貢鷦鷯鳥、元從^二陸道^一進^レ之。中間取^二海道^一、以省^二路次之煩^一、寄^二事風浪^一、屢致^二違期^一。今依^レ旧自^二陸路^一入貢焉。

分給。預・出納・小舎人等相共給^レ之。能登・「^[佐]」

渡等貢、先日分給已了。

史料E 『權記』長保二年（一〇〇〇）九月一日条

（前略）

出羽國年料鷦貢^二進藏人所^一。載^二本解文^一十一率之中、
五率見進、其殘途中死。又冷泉院一率、東宮^一、左大^長臣家^二、皆不^レ滿^二本數^一、途中死者^右藤原顯忠^(藤原公季)、^左内府料又以

死了。

九世紀後半になると、大宰府貢鷦が史料に現れる。仁和元年（八八五）にも「先^レ是、彼府年貢鷦違^レ期¹⁴」とあり、違期は常態化していた（史料3、後述）。史料Bは、私的なものの可能性もあるが、年貢のためのウの捕獲作業と考える。史料Cによると、一時は元来の陸路運送をあらため、海路がとられたものの、風浪を口實に、頻繁に期日を過ぎたため、再び陸路輸送を命じている。「違期」ともあり、九世紀末にかけての貢鷦は確かだろう。¹⁵大宰府の貢鷦のみ、十世紀以降みえないが、違期頻発を原因に徐々に停廃され、代わって次の出羽が設定された可能性がある。

《出羽国》

史料D 『親信卿記』天延二年（九七四）八月十日条

（○首書）「[□]鷦飼^(所カ)¹⁶」

十日、出羽貢年料鷦^二率^一、奏聞之後、分^レ給^二三所鷦飼^一。其儀、仰^レ所令^レ進^二鷦飼等進御贊度數勘文、（今年度數同員數矣。）出^二右兵衛陣外^一、任^下進^二御贊^一次第上

史料D、Eともに出羽国から「年料鷦」が送られている。数量も一致し、十世紀段階、出羽は、毎年十二羽のウを「三所鷦飼」に、おそらく四羽ずつ供給していたことが指摘できる。¹⁷「三所鷦飼」については、後述する東西供御所と、宇治とする説に従う。貢鷦御覽が、出羽と能登・佐渡とに分けられており、《儀式史料》の「或説」に「出羽必覽、余未^二必覽^一」とあるのを見ると（ウ）、出羽貢鷦が異なる位置づけにあつたことがうかがえる。¹⁸史料Eでは、計七率が「途中死」んでおり、次掲史料Fでも、「六鳥」のうち「二鳥」が死んでいる。史料Cから輸送経路をめぐり曲折があつたことがわかるが、貢鷦の死も、輸送の難しさに起因するものといえる。

《能登國》

史料F 『中右記』 寛治七年（一〇九三）八月二十六日条

今日、能登國依レ例所レ進之鵜飼、於ニ右衛門陣ニ藏人左衛門尉藤永実分給。出納一人并御厨子所預一人、着束帶、着ニ胡床。小舎人一人。〈着ニ衣冠、進ニ解文。〉一々覽畢、召ニ供御鵜飼飼等賜レ之。〈鵜飼數四、儲料ニ、合六鳥也。而於ニ途中ニ二鳥死了云々。〉

貢鵜御覽と分給の場面で、これら「鵜飼」は、能登國が「例」により貢進した。史料Dの「能登・佐渡等貢、先日分給已了」と併せて、十世紀後半までには、能登國も、毎年のウの貢上国であつたことが確認できる。末尾の「儲料」は、その用例から、死亡による欠失や保管飼育を考慮した予備と思われる。

以上、出羽と、能登・佐渡、大宰府からの貢鵜の存在を再確認した。留意すべき特徴としては、いずれも、日本海側からウを送っている点が挙げられる。次に、飼飼に用いられるウの生態と、右の結果とを照らし合わせてみたい。

冒頭で述べたように、飼飼に使用されてきたウは、カワウとウミウの二種である。まず、カワウは、日本全国に、

留鳥として生息し、海岸や湖沼に近い内陸の林に営巣、付近の湖沼・河口・内湾等で餌を採っている。また、この種は、日長時間の変化・気温等の季節的な影響を受けることがないらしく、年間を通して繁殖可能な種とされている。他方、ウミウは、外洋に面する断崖や、孤立島などのある海岸部に生息し、付近の、比較的浅い海で魚を捕獲している。その繁殖は、本州北部、北海道、ロシア沿海州沿岸部で確認されており、冬期には、一部繁殖地に残るものもあるが、殆どは、本州から九州に至る日本各地の海岸部に渡つて越冬する、渡り鳥である。

このように、両種は、渡りの有無や営巣方法、繁殖生態など、基本的な生態は異なつてている。しかし、海岸でカワウとウミウが見られることも多く、またウミウが数十キロメートル以上内陸の湖沼で観察されるなど、両種の生息環境が明確に分かれていない点には、注意が必要である。つまり、このことは、史料上に現れたウの種類を同定する」とが、極めて難しいことを意味している。⁽²¹⁾

そこで、注目すべきは、ウミウの渡りのコースである。その具体的なコースには、①北海道東岸から本州太平洋沿岸、②北海道西部から本州日本海側、③ロシア沿海州から西日本日本海側という、三つのコースが明らかになつてい る。その最盛期は、新暦の十一月の下旬で、翌年の四月（

五月頃まで留まる。なお、ウミウは時速約六十キロメートルで移動するため、各コースとも数日で渡るらしく、その時期に大差はないようである。

そして、右の渡りのコースのうち、②は、史料ADEF（出羽、能登、佐渡）、③は、史料BC（大宰府）に重なることがわかる。大宰府の貢鵜は、史料Bでは、捕獲のため新羅境に赴いており、これが「対馬嶋」住民の行為であるから、おそらく③コースにあたる対馬など九州北部が、実際の主な調達地だろう。

これまでのことから、可児氏が述べた、貢鵜地とウミウの産地との関連性は、氏が触れなかつた出羽・能登関連史料を追加してもなお、有効な指摘といつてよい。しかし、渡りの経路のなかでも、史料により確認可能なものは、全て②③の日本海側であり、①本州太平洋沿岸に渡るウは、史料から裏付けることはできない。そのため、貢鵜地のみに注目しての考察には、限界があるといえる。

3 貢鵜期限記載「官符」について

そこで、本稿では、先行研究では触れられていない史料3を取り上げ、貢鵜の時期と、ウミウの渡りの季節との比較分析を試みたい。便宜上、ABCの三段落に分けて掲げる。

史料3

『日本三代実録』仁和元年（八八五）十月十九日
庚午条（『類聚国史』刑法一 断罪）

A. 大宰府少貳已下官人徵贖銅。先レ是、彼府年貢鵜違レ期。詔下「刑官一断レ罪。刑部省断云、職制律云、事有二期会、而違者一日笞卅五、日加二等。罪止徒一年。名例律云、同司犯公坐者、長官為一等、次官為一等、判官為一等、主典為一等。各以所由為首。其欠無所承之官。亦依此四等為レ法。又条云、五位已上犯流罪以下減二等。又条云、七位已上犯流罪以下、各從下減一等之例。又条云、應議請減、及八位已上犯流罪已下聽贖。B. 拗檢此等文、府司須四月以前貢進。而違官符旨、延及七月。計其日數、既過罪止。C. 仍以少貳源朝臣精・御室朝臣安常、為第二從杖一百、並帶從五位上、請減一等各杖九十、合贖銅九斤。大監平高平・少監多治有友為第三從、杖九十、高平帶正六位上、例減一等杖八十、合贖銅八斤。有友帶正八位上、合贖銅九斤。少典清科全棟帶從七位上、例減一等杖七十。合贖銅七斤。豊井安基帶正八位下、合贖銅八斤。

徵したことと述べる。注意されるのは、その理由であり、大宰府が「年貢鶴違期」したためと記される。

刑部省が「詔」を受けて提出した断罪文によれば、適用される律として、職制律と名例律が挙げられている。それぞれ比定すると、「職制律」とは、同42公事応行稽留条であり、「名例律」は、同40同司犯公坐条を指す。「又条云」として参照されるのは、名例律9請条、同10減条、同11贖条である。

C段落では、これら律条文に基づき、断罪の結果が示される。「少貳」の源朝臣精・御室朝臣安常らが「第二従」に、「大監」の平高平、「少監」の多治有友らが「第三従」に処されるのは、同司犯公坐条に拠る。同条では、「首」¹¹責任者を起点として、四等官の各等から、一等ずつ減じることが定められている。当該条の場合、少貳（輔）が第二従、大少監（丞）が第三従なので、現地の責任者は、當時大貳の源行有とみられる（国司補任）。

本稿で、特に注意したいのは、B段落の内容である。ここには、「府司須¹²四月以前貢進」とあって、大宰府は、本来、「四月以前」にウを献じなければならなかつたことがわかる。この度、こうした「官符旨」に違い、違期が「七月」にまで及んだ点が糾弾されたのだった。貢鶴期限を記した「官符」の存在を明示するなど、他にない記載で、

貴重といえるだろう。⁽²²⁾

史料3により、既出の大宰府年貢鶴関連史料についても、他の解釈が可能となる。史料Bにある、対馬住民の「鶴鶲鳥」捕獲は、「二月」の出来事であつたが、これは、四月以前の貢進に間に合わせるための活動かもしけない。貞觀十二年（八七〇）時点に、「官符」自体が存在したかは不明なもの、同様の例に基づき、貢鶴がなされていた可能性は否定できない。また、史料Cの仁和三年（八八七）の「五月」に、年貢鶴貢進経路を陸路に戻す指示が出されたのは、違期直後の対応と解される。

それでは、大宰府貢鶴官符が定める期限は、九世紀における他の貢鶴国に一般化できないのだろうか。次からは、年貢鶴の需要実態と併せて、検討していく。

4 鶴飼の御賛生産と貢鶴期限の関係

結論から述べると、「四月以前」という期限は、平安京郊外河川における、鶴飼による日次御賛の生産期間が影響したと考えられる。以下、まずは九世紀の鶴飼の活動について、十世紀の史料も参照しながら明らかにしたい。平安遷都後の史料のうち、鶴飼の姿を示す早い例が、次の和歌である。

おおひがは うかぶうぶねの かがりびに をぐらの
やまも なのみなりけり

近江国田上御網代、毎日進_二鮎魚、〈自_二某月_一至_二某月_一、
見_二内膳式。〉

(○頭書) 「始從_二九月九日_一至_二新嘗会_一供之。」

山城国宇治御網代、毎日進_二鮎魚、

葛野河供御所、毎日進_二鮎魚、自_二某月_一至_二某月_一、埴
河供御所、毎日進_二鮎魚、同葛野河、鵜飼進_二鯉鮎_一、
冬鮒、夏鮎、

進鵜事等、

鷹飼進_レ雉、自_二某月_一至_二某月_一、〈近江国御鷹、始_レ自_二
八月一日_一至_二五月五日_一、毎日進_二一翼。他御鷹飼新嘗
会并臨時進_レ之。〉(後略)

「おおひがは（大堰河）」（葛野河の部分呼称。現京都市桂川）において、「かがりび」（篝火）を焚く「うぶね」（鵜船）が詠まれており、夜漁の船遣いといえる。なお、『蜻蛉日記』でも、宇治川の「鵜舟ども」が、「かがり火ともしつつ」、川を往来する様子が記されている。このときに、「ふなばた」（船端）を「ごほごほとうちたたく音」がするには、現在のように、棹等で船縁を叩いてウを鼓舞したり、岩陰の魚を追い出し、捕獲しやすくしているためだろう。

それでは、こうした、山城国の鵜飼は、具体的にどのようない活動に関わったのか。これについて、先行研究で参照されてきた史料は、延喜_一天暦年間の成立₂₆とされる、『西宮記』所引「日中行事文」と「禁河」である。史料5は「已一刻奏日次御贊事」の一部であり、各種魚鳥の貢進地・貢進期間・品目・生産者が列挙されている。

史料5 前田家卷子本『西宮記』(卷十 乙 臨時丁 侍

中事) 所引「日中行事文」

近江国供御所、毎日進_レ之、無_二定色_一也、

平安時代の貢鵜と供御鵜飼の成立

史料6 前田家卷子本『西宮記』(卷八 臨時乙)

禁河、〈埴河、左衛門府檢知。葛野河、右衛門府檢知。〉
已上夏供_レ鮎。

古代の天皇と鵜飼の結びつきを論じた網野善彦氏は、史料5・6等から、平安京の鵜飼は、供御鵜飼と称され、禁河たる埴河・葛野河供御所（埴川は現高野川、以下、東西供御所）を主な飼場とし、捕獲された鮎は、毎日天皇の供御に備えられたことを明らかにした。²⁷しかし、日中行事文の「自某月至某月」といった期間や、「供御」の具体的性

格・用途は未詳だつた。そこで、次の史料が、補完材料になると考えられる。

史料7 『侍中群要』（卷四）日記体

日記体

日下尔書^(ママ)支干、（或名注「書之。」）次注^(マ)天晴陰辰一刻上^(マ)格子。同四刻主水司供^(マ)御手水并御粥。巳一刻供^(マ)日次御贊^(マ)（衛府隨番。近江国日次所。東西河。件河、五月五日以後九月九日以前供^(マ)御贊^(マ)。宇治・田上御網代、自九月九日至新嘗会、供^(マ)氷魚。衛府供^(マ)鯉鮒。近江国供^(マ)鯉・鮒并雉・雲雀。但雖^(マ)雲雀^(マ)有^(マ)期、相互供^(マ)之。御精進時、衛府供^(マ)蔓菁、春時或供^(マ)芭。自余日次所停^(マ)止御贊^(マ)。）（後略）

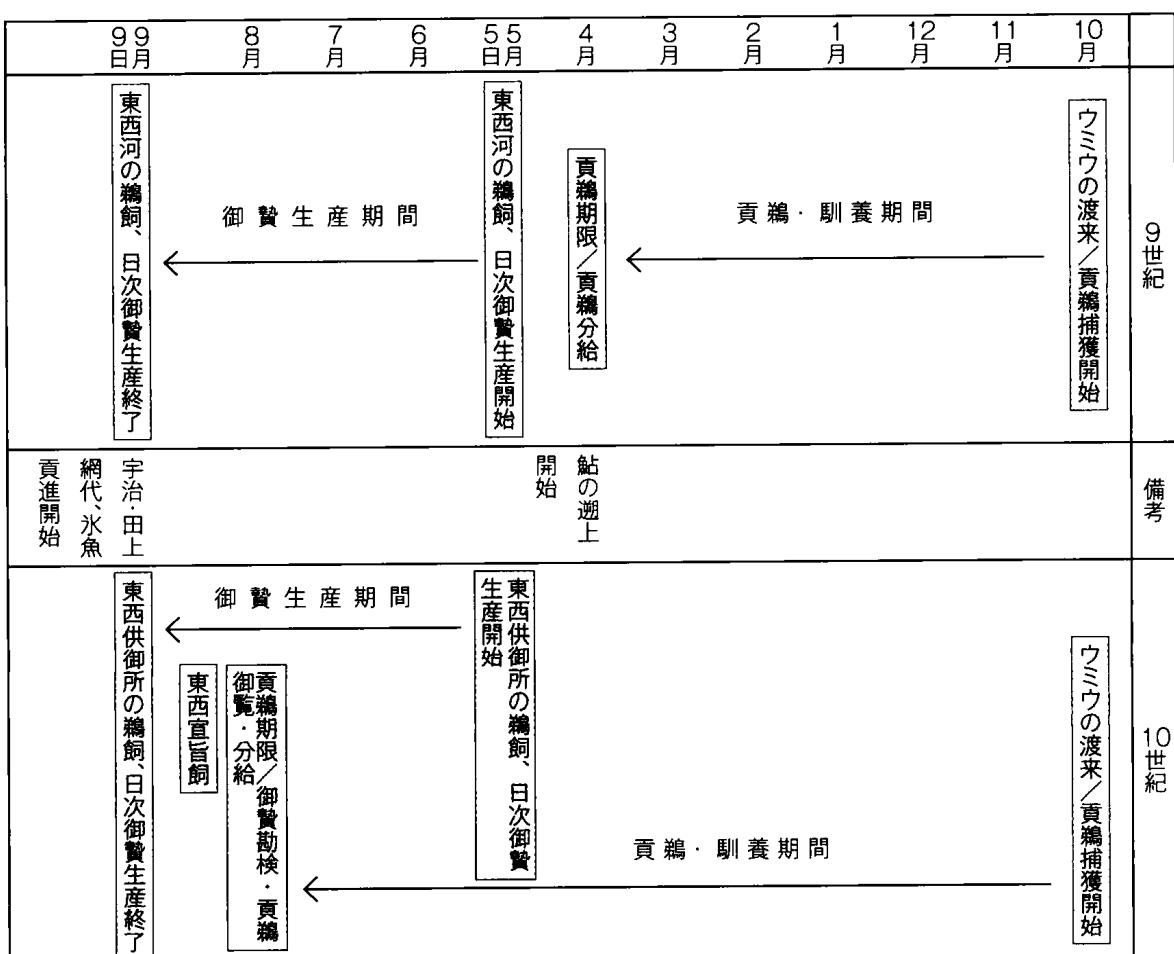
藏人が毎日記す、「殿上日記」の体裁として、広く知られている。各時刻内容は、「日中行事文」とも一致し、同期のものと考えられる。注意したいのは、「巳一刻供^(マ)日次御贊^(マ)」であり、その分註「東西河。件河、五月五日以後九月九日以前供^(マ)御贊^(マ)」である。この「東西河」が、先の東西供御所を指すことは確かだろう。五月から九月という期間は、一般的な河川漁撈の盛行期にも、収まっている。⁽²⁸⁾ 関連史料によれば、鵜飼は「六月」と結びつけられる。

こともあり、この時期から本格的に行われたのかもしない。

東西河は、特に鮎が饒産することで、有名だつたらしい。例えば、西河^(マ)葛野河は、「あゆかは」（鮎河）と通称されていたことが推定できる。⁽³⁰⁾ 一方の、東河^(マ)埴河の鮎は、『玉造小町子壯衰書』に挙げられる、代表的な宮中料理のなかで、「羹沸^(マ)東河之鮎」^(マ)といわれるほど、広く知られていた。東西河の御贊生産日程は、史料6に「巳上夏供^(マ)鮎」とあり、また、九月から網代が「氷魚」（鮎の稚魚）を貢進し始めるから（史料5・7）、多く「四月」以降に川を溯上・索餌・産卵⁽³¹⁾、「春生、夏長、秋衰、冬死⁽³²⁾」^(マ)という生態をもつ鮎が、特に意識されたものと考えられる。

このように、十世紀以降の供御鵜飼は、禁河たる東西供御所を主な拠点とし、五月五日から九月九日、鮎などの川魚を、「日次御贊^(マ)」として進上することが求められていた。⁽³³⁾ それでは、九世紀の鵜飼は、どのように活動していたのか。まず、八世紀末、桓武が連日「巡^(マ)幸京中」、「禊^(マ)埴川」、「幸^(マ)大堰」⁽³⁴⁾しており、「禁河」の性格は描くとしても、遷都後まもなく、「京」を中心とした「東西河」認識は成立している。また、史料Aの「官鵜」の存在や、十世紀以降の供御鵜飼の活動も考慮すれば、東西河からの鵜飼による贊上自体は、遷都後段階、既に行われていた

『貢鶴と鶴飼の年間スケジュール』



と推定してよいだろう。⁽³⁵⁾

そして、貢鶉官符にあつた「四月以前」という記載を、あらためて想起したい。つまり、日次御贊の生産開始「五月五日」は、仁和元年以前まで遡る可能性が高い。さらに、貢鶉違期断罪を、九月の日次贊生産終了を待つものと理解するならば、生産終了も「九月」と考えてよい。九世紀の年貢鶉は、鶉飼による「五月（五日）」から「九月（九日）」の御贊調達日程に合わせるため、「四月以前」に送られたのである（以下、上掲『貢鶉と鶉飼の年間スケジュール』を参照）。したがつて、九世紀における、大宰府以外からの貢鶉も、御贊生産者たる鶉飼に配される点で用途は共通するから、期限は、他国にも一般化できると考えられる。

この結果を考慮して、あらためて、九世紀の他国の貢鶉関連史料をみると、史料Aの延暦二十四年（八〇五）、佐渡国の大宰府貢鶉違期断罪を命じる詔が刑部省に下されたのが、「十月」である点が想起される。「十月」の貢鶉違期断罪は、これから始まる、ウミウの捕獲期間が念頭に置かれていたのではないか。ウミウ飛来とともに、貢鶉国の大宰府貢鶉

捕獲作業も、ほぼ同時に開始された可能性を考えておきたい。

なお、貢鶴期限が四月といつても、おそらく、捕獲したてのウミウが、御贊生産開始を目前に届けられたわけではない。ウの馴養も、貢鶴期間に含まれていたと思われる。

鷹の場合、諸国の正税帳により、貢進前から「鷹養人」「持鷹」が、数ヶ月間現地で調習にあたったことが明らかにされている。⁽³⁶⁾ウについても、史料Aに、「官鶴を盜んだ」とあるから、何らかの飼育施設が用意されていたはずである。事実、八世紀には「諸国所有」の「鷹」とともに「鶴」⁽³⁷⁾が存在し、『万葉集』では、国司に身近な鶴飼も詠まれている。したがって、ウについても、各国で調養された上で、期限までの献上が求められていたと考えたい。

及七月」を問題視する点は、注意できる。仮に御覽・分給儀が、十世紀と同様「八月」執行ならば、到着が「七月」に及んだ場合でも問題はない。以下のように、前掲史料から、諸国貢鶴の到着後、分給儀まで日数を経たとは考えづらいためである。

まず、史料Eからは、出羽国年料鶴が藏人所へ貢進された際、数量「十二率」を記載した「解文」によつて、勘検作業が行われたことがわかる。

この点は、史料Fからも読み取れる。能登所進鶴飼の分給当日、小舎人が「解文」を進上しており、末尾双行註のうち「鶴飼数四、儲料二、合六鳥也」が、概ねその内容とみられる。史料EFとともに、見進と欠失の確認が行われたらしく、到着から日数を経た後の作業とは考えられない。

九世紀後半の史料Dは、出羽の「年料鶴十二率」の「奏聞之後」、鶴飼に分給したことを明示している。奏聞に、

いっぽう、最後に問題となるのが、九世紀と十世紀以下の、貢鶴日程の相違である。九世紀の貢鶴期限が四月以前の場合、十世紀以降の貢鶴御覽・分給記事が「八月」以降（史料DEF）であることを、どう理解すればよいだろうか。結論から述べれば、貢鶴の日程そのものが、九世紀から十世紀にかけて変化した可能性が高い。

そこで、史料3の仁和元年（八八五）当時、貢鶴の「延

史料EF同様、解文による照合作業が含まれている点は、『儀式史料』に「奏聞解文」（ア）等とある点から明らかである。また、史料Dのみの記載だが、分給の儀に、御厨子所が管理する「鶴飼等進御贊度数勘文」と「今年度数」の勘査作業が伴う点にも、注意しておく。したがつて、十世紀以降における、解文による貢鶴の奏聞・御贊勘

行されたと解釈できるのである。⁽³⁸⁾

以上の検討により、九世紀においては、貢鶴御覽・分給の「儀式」そのものが存在しなかつた可能性も想定できる。少なくとも、十世紀同様に、儀式が八月に執行されたいたとは考えにくいのではないか。やはり、仁和元年時点、「七月」までの違期が問題とされていることから、九世紀の貢鶴期限は、同月以前からの需要、つまり日次御贊生産の開始が関係していたとみるべきだろう。

そして、十世紀になると、貢鶴は、御贊生産終了を翌月に控えた、「八月」に配される形式へと変化した。これは、当時の貢鶴が、五月開始の御贊生産での駆使を目的としていないことを意味する。

6 十世紀における貢鶴と鶴飼の儀礼化

それでは、なぜ、十世紀の貢鶴日程は、八月に変更されたのだろうか。手がかりとなるのは、貢鶴分給と同じく八月に執行された、鶴飼参加の行事である。

次の史料8は、十世紀以降、鶴飼が拠点を置いた葛野河供御所の、運用の初見とみられ、葛野河で生産される御贊の具体的な調達方法や、供御所の構成要素を伝える史料である。十世紀初頭の延喜六年（九〇六）、「日次贊使」として「葛野河の贊殿」に滞在する壬生忠峯と、凡河内躬恒の

交流が記されている。

史料8 建長四年本『躬恒集』延喜六年（九〇六）八月

二十一日歌・詞書⁽³⁹⁾

延喜六年六月廿一日、壬生忠峯日次贊

使として葛野河の贊殿にあり、

躬恒宣旨

かひのつかひとして忠峯の

帰らむとするこの歌をおくる

とどむれどどめかねつも大堰河

⑦ 井堰を越えて行く水のごと

問題としたいのは、詞書の③行目から④行目への接続である。

③行目の「躬恒宣旨」より下は、末尾まで空白が続き、④行目に移ると、数文字分の空白のあと、「かひのつかひとして忠峯の」と記されている。なお、建長四年本の親本にあたる西本願寺本の場合、「宣旨」直後にも「かひのつかひ」とあり、左傍にはミセケチが付される⁽⁴⁰⁾。

西本願寺本を底本とする注釈書の意見を参照すると、まづ、藤岡忠美、徳原茂実両氏の校注では、「宣旨かひのつかひ」と続けて意味をなしがたいとする。そして、空白は脱落と判断したうえで、葛野河の鶴飼の存在から、「か

ひのつかひ」は「鵜飼の使」と解釈する。⁽⁴²⁾他方、平沢竜介氏の校注は、「未詳」に留められる。⁽⁴³⁾

しかし、結論を述べれば、「宣旨」と「かひのつかひ」は連続させて読んでよい。建長四年本の題詞が右のように書写されたのは、西本願寺本にあるミセケチをふまえた結果といえる。

そして、この「宣旨かひのつかひ」こそが、東西河の鵜飼が主要な役目を担う行事、「東西宣旨飼」（以下、宣旨飼）の担当勅使である。今回詳述することはしないが、宣旨飼の行事次第については、次の史料9に、詳しく記されている。

史料9 『侍中群要』卷十 東西宣旨飼事

東西宣旨飼事 〈埴河 葛野河 一条院御宇之後、其事不レ聞。〉

藏人一人 〈東西相分。〉 相_二率御厨子所預等_一 召_二供御鵜飼等_一 至_二河辺_一行事。〈前日出納有_二河辺_一、用_二意諸司平張等_一、令_レ試仰之。〉 所_二飼獲_一之魚、早馳使者備_二供御_一云々。依_二其遲速_一、東西勅使各稱唯者也。

凡此事或及_二二・三夜_一、毎日獻_レ魚。爾後帰參、或

東河一夜還。

右には、「東西宣旨飼使」を遣る「可_レ然之日」を多く過ぎたが、「常事」のため遣わした、とある。当時の宣旨

これによれば、宣旨飼とは、藏人に召された供御鵜飼が、連夜、東西河辺において漁を行い、使者がその獲物を供御に備える「遅速」を競う行事であった。すなわち、東西宣旨飼使の躬恒が記載される史料8は、宣旨飼の実施を伝える初見の史料として、位置づけることができる。

本稿では、これまで明らかにされていない、宣旨飼の日程に注目したい。まず、壬生本『西宮記』（第五軸 八月）には、「今月藏人向東西河令飼鵜備供御」とあって、八月が執行月であつたことは確かである。⁽⁴⁴⁾しかし、同内容を載せる東山御文庫本『新撰年中行事』にも、「今月」とあるのみであり、その日程は明確ではない。

そこで、ここからは、宣旨飼の一いつの実施例も取り上げ、検討してみたい。はじめに、史料10の『親信卿記』から、十世紀後半において、宣旨飼が執行されていたことがわかる。

史料10 『親信卿記』天延二年（九七四）八月二十二日条

遣_二東西宣旨飼使_一、可_レ然之日多過了。雖_レ然依_二常事_一所_レ遣也。〈西、式部少丞通理、東、主殿助修遠等也。〉

飼使に、天延二年（九七四）当時藏人（六位）だった（藏人補任）、式部少丞（大江）通理と、主殿助（藤原）修遠が補任されているのは、『侍中群要』（卷八 諸使事）の記載にも対応している。ここでは、親信が、宣旨飼使の発遣に関するから、本来の使者派遣・宣旨飼の執行日は、二十二日以前ということになる。

それでは、宣旨飼は、八月のいつ頃に執行されたのか。次に、これまで引用されてこなかつた、『左経記』の記事を掲げたい。史料9冒頭には「一条院御宇之後、其事不レ聞」とあるが、おそらく、次の史料11が史料上の終見と考えられる。

右によると、寛仁元年八月二十四日の「晩」、人々は連れ立つて、「西河」で催される「宣旨飼」へ向かい、終日「遊蕩」したという。注意すべきは、八月「二十四日」の記録に、「勅使」が「自去廿二日有此所、及レ晚帰來」と記されている点である。行事が連夜にわたることは、史

料9末尾にみえた、「此事或及三一・三夜」との記載とも、矛盾しない。史料11は、宣旨飼最終日の記述であり、寛仁元年の宣旨飼は、八月二十二日から二十四日にかけて行われたと考えられるのである。

これまでの検討から、宣旨飼の開始日は、史料8は「廿一日」、史料10は「二十二日」、史料11は「廿二日」であり、十世紀初頭から十一世紀初頭までの例が、ほぼ一致することがわかる。また、その期間は、史料9・11から、およそ二夜から三夜程度と考えてよいだろう。したがって、宣旨飼は、八月の二十一、二十二日頃を初日として、その後二～三夜程度行われた行事だつたと推定できる。

以上の結果をふまえ、あらためて注意できるのは、貢鶉分給と宣旨飼双方の記録を残す、『親信卿記』の記事である（史料D・10）。天延二年（九七四）八月十日に「三所鶉飼」へ配された貢鶉は、同月二十二日の宣旨飼において、駆使されたのではないか。したがつて、十世紀の諸国貢鶉は、八月の上旬に供御鶉飼へと分給され、御贊生産終了も近づく八月中下旬に行われた宣旨飼において、初めて供御漁に導入・駆使されたと考えられる。平安時代の貢鶉は、九世紀の鶉飼による御贊生産での駆使を意図したものから、十世紀の、形式的・儀礼的なものへと変化したのである。本章の最後に、以上の検討をまとめておきたい。まず、

平安朝廷は、体格が大きく鵜飼に適したウミウを安定的に確保するため、その渡りの時期・飛来地・繁殖地を把握し、当地を擁する出羽国・北陸道諸国・大宰府管内の日本海沿岸国を、官鵜献上地として設定していたことが明らかとなつた。⁽⁴⁵⁾ ただし、当時、「ウ」の用字の区別がない点もふまると、ウミウとカワウという種が把握されていたとはいえない。朝廷は、日本海沿岸の「ウ」が、鵜飼に向くことを経験的に知っていたのだろう。

また、九世紀の貢鵜国は、ウミウの飛来に合わせて、「十月」に年貢鵜を捕獲し始め、官鵜として馴養したうえ、「五月」に開始される鵜飼の日次御贊生産に間に合うよう、「四月以前」に中央へ届けることが求められていた。ところが、十世紀以降は、貢進期限が、御贊生産終了の迫る「八月」に変化し、その年の貢鵜は本来の目的を離れ、宣旨飼という、行事の執行を目的としたものに変わつていいく。貢鵜を駆使する鵜飼漁も、その儀礼的側面が強調されるようになつたと捉えられる。

二、供御鵜飼の成立

1 贊戸活動域の御厨化

前章にみた、貢鵜と、それを受けた鵜飼の漁のもつ性格

の変化には、鵜飼の贊貢納をめぐる制度的位置づけの変化も、密に関係していたと考えている。ここからは、あらためて、仁和元年（八八五）の貢鵜違期断罪の背景を考えるとともに、十世紀以降に確認できる、御厨子所の「供御飼飼」（三所飼飼）の成り立ちを明らかにしたい。

仁和元年、貢鵜違期断罪の詔が下された直前の九月に、次のような勅が発されている。

史料12 『日本三代実録』仁和元年（八八五）九月戊子条

勅、停_ニ廢山城・河内・和泉・摂津等國江長并贊戸、充_ニ徭丁各四十人。但和泉州五十人。停_ニ近江國筑摩御厨長并調丁、充_ニ徭丁。

山城・河内・和泉・摂津の「江長并贊戸」⁽⁴⁶⁾と、近江の「筑摩御厨長并調丁」が廃止され、徭丁（公民）が充てられた。九世紀末、新たな形式で特權を付与された「員外贊人」の増加等も深刻に影響して、旧来の贊戸を維持することは難しくなつていたのである。そのため、右の停廢措置は、先学によつて、贊貢納制の画期と理解されてきた。⁽⁴⁸⁾ 本稿では、右の停止対象に、同じく贊戸だつた鵜飼がみえない点、勅が、「内膳司奏」を契機としていた点に注意しておきたい。

それでは、公民化した生産者集団の貢進の在り方や活動

上。

拠点は、どのように変化したのだろうか。この問い合わせに關しては、これまで、いわゆる延喜御厨整理令が參照されてい

る。

史料13 前田家本『類聚三代格』卷十 供御事 延喜一

年（九〇二）三月十二日太政官符

太政官符

応レ停止臨時御厨并諸院諸宮王臣家厨一事

右案「式条」五畿内及志摩・近江・若狭等廿一ヶ国貢
旬料・節料御贊。又畿内□□□年料。然而

志摩・筑摩・網曳・江□□御厨□□□國不□□御

厨。又其諸国所レ貢、足ニ以供奉。而頃年所ニ加置一畿

内并近畿諸国御厨往々有レ之。加以諸院諸宮・王臣勢
家、競レ相放レ效、每国立レ厨、規ニ錮辺城、禁ニ制山
川。勾当小人独擅ニ侵奪之利。近辺百姓多失ニ生產之
便。左大臣宣、奉レ勅、内膳司元來所ニ領厨及所ニ禁制
一山河池沼等以外、不レ論ニ公私、宜レ從ニ停止。若立
制之後、慣レ常不レ赦者。猶其□□□牒院司家司

等、姓名具注言上。隨即科ニ違勅罪。其署レ牒之人、
科罪不レ須ニ蔭贖。國司許容為二人被レ告者、即解ニ見
任、以懲ニ将来。仍須ニ官符到後百日内弁行、具レ状言

延喜一年三月十二日

右によると、朝廷への供奉は、「式条」に沿う諸国旬料・
節料御贊・年料御贊や、「志摩・筑摩・網曳・江□御厨」
の納める贊等によつて事足りていた。しかし、近年「畿内
并近畿諸国」を中心に、非公式な御厨¹¹「臨時御厨并諸院
諸宮王臣家厨」の増加問題が慢性化しており、さらには院
宮王臣家が放つ「效」（牒）により設定された御厨が、百
姓の生業を侵害してもいた。朝廷は、こうした事態を解消
すべく、「内膳司元來所ニ領厨及所ニ禁制ニ山河池沼等以外」
の御厨停止を命じたのだった。

注意すべきは、整理対象にない内膳司御厨であり、これ
は、前文に挙げられた、「志摩・筑摩・網曳・江□御厨」
を指している。後掲史料15もふまえると、このうち、「網
曳」は和泉国網曳御厨、「江□」は河内江御厨に比定でき
る。すなわち、史料12にみた和泉・河内の供御生産地が、
醍醐朝までに御厨化したことが明らかとなるのである。⁽⁵⁰⁾

2 内膳司御厨と「所ニ禁制ニ山河池沼等」の性格

それでは、なぜ、鵜飼は、九世紀末に他の贊戸とともに
公民化されなかつたのだろうか。本稿では、御厨整理令で

例外指定された「所禁制・山河池沼等」に注目する。はじめに、併せて保護された内膳司御厨の性格を確認しておきたい。

〈丑午酉〉淡路国、〈寅未戌〉近江国、〈卯〉若狭国、
〈辰申亥〉毎レ当二件日依レ次貢進。預計二行程一莫レ
致レ欠怠。

A 御厨の性格

まず、御厨の生産従事者の身分については、史料12にもある、筑摩御厨が参考になる。このとき、筑摩のみ既に「御厨」とあるが、当地は、九世紀初頭段階「筑摩御厨長」がみえ、早く御厨とされていた。⁵¹⁾注意すべきは、仁和元年時点に傭丁が充てられる前から、調「丁」が関わっていた点である。つまり、御厨は、①贊の生産を、現地の一般公民が負担する地といえる。

御厨の貢進責任者については、「内膳司御厨別当」「御厨司」が各國に置かれ、これを統轄していたことがわかる。⁵²⁾和泉国網曳御厨を除いた、河内国大江御厨・摂津国津江御厨は、醍醐朝に御厨子所へと移管されるが、御厨整理令にも、「内膳司元来所レ領」ともあることから、②御厨は、本来内膳司の管理下にあつたといえる。次に、御厨の貢進形態については、左の史料が挙げられる。

史料14 『延喜式』内膳式47御厨御贊条

凡諸国貢進御厨御贊結番者、和泉国、〈子巳〉紀伊国、

これによれば、「諸国貢進御厨御贊」の貢納には、「結番」が組まれており、「毎レ当二件日依レ次貢進」する規定があった。御厨は、延喜十一年（九一一）に制定された、六箇国日次御贊にも関与し続けたとみられる。⁵³⁾③したがって、貢進の日次が改定された際も、輪番形態そのものは、変更なかつたと考えられる。最後に、御厨が製造・貢進する、物品の特徴については、次の史料を見ておく。

史料15 『延喜式』内膳式37造雜味塩魚・38造雜魚鮨・

39醤鮓条

造「雜味塩魚廿石六斗」〈和泉国網曳厨所レ造、〉料、商布十六段、信濃麻百斤、塩二石。
造「雜魚鮨十石」味塩魚六斗〈河内国江厨所レ進、〉料、商布十六段、^{〔商脱カ〕}信濃麻百斤、白米一石、塩一石三斗。
造「醬鮓鮓鮓各十石」味塩鮓三石四斗〈近江国筑摩厨所レ進、〉造缶卅口、商布十八段、信濃麻一百斤、酒五斗、米一石、塩八石、醬大豆二石五斗。

各条ともに、御厨の貢進物とあわせ、その「料」も、詳細に規定されていたことがわかる。右の材料から、網曳御厨は「雜味塩魚」、江御厨は「雜魚鮓」と「味塩魚」、筑摩御厨は「醤鮒鮓鮒」と「味塩鮒」を「造」っていたのである。したがって、④御厨の貢進物には、加工品も含まれていたことに留意しておきたい。以上から、御厨は、内膳司を本来の統轄官司にもち、公民（徭丁）が生産に関与し、各国輪番で、毎日加工品を含む贊を貢進した地域と考えられる。

B 「所_ニ禁制_レ山河池沼等」の性格

それでは、もう一つの例外指定地域、「所_ニ禁制_レ山河池沼等」とはどういうな場だつたのだろうか。先行研究では、御厨整理令の主眼として内膳司御厨の保護のみ取り上げられたり、「所_ニ禁制_レ山河池沼等」と御厨とは、同質とされてきた。⁽⁵⁵⁾しかし、筆者は、内膳司御厨と「所_ニ禁制_レ山河池沼等」の性格は別のものと考えているため、以下、検討してみたい。

まず、先行研究が内膳司御厨のみを取り上げる理由としては、「所_ニ禁制_レ山河池沼等」が、「内膳司元来所_ニ領厨」に付随するとの見方があるかもしれない。しかし、周知のように、御厨自体に、領域的意味も含まれている。例え

ば、史料13の「立_レ厨、規_ニ錮辺城、禁_ニ制山川」から、御厨設置と周辺の禁制は、一連と捉えるべきと思われる。そうでない場合、整理対象外として内膳司御厨と禁制地双方を挙げる一方、事書に「：御厨并：厨」としか記さず禁制地がみえない点も理解しづらい。

また、当時の山野禁制の概念は、「元為_ニ鷦雉」⁽⁵⁶⁾であり、「江河池沼之類、同亦准_レ此」という性質だった。つまり、御厨設置を伴わない「禁制」そのものも、魚鳥等の捕獲、経済的利潤確保を意図している。そして、史料13が示す、贊供給に必要な厨以外の停止を命じた官符全体の主旨や、内膳司御厨と併せ停止対象外とされる点から、「所_ニ禁制_レ山河池沼等」は、贊生産地の性格を包摂した地域と考えられる。範囲は、前文の「畿内并近畿諸国」とみてよいだろう。

従来は、九世紀末の贊戸解散後は、醍醐朝の御厨化のみが注目されてきた。しかし、延喜二年、内膳司「御厨」と併記されて「所_ニ禁制_レ山河池沼等」が停止対象から外されている点から、仁和元年の贊戸停廃を経た後も、御厨とは異なる性格をもつ禁制地が、畿内を中心存在したと解釈できる。

そして、公民化されずにいた鷦鷯と密接に関わる「禁河」も、その一つだつたのではないか。前章で触れた東西

供御所は、こうした禁制地を基盤に、成り立っていたと考えられる。

先行研究では、供御所は、多く御厨と同義で使用されたり、六箇国日次御贊に関連づける理解⁽⁵⁷⁾が一般的である。しかし、少なくとも、今回扱った東西供御所と、御厨とは、次のように別性格の贊生産地と思われる。

東西供御所は、まず、①禁制地を基盤としていた。②「日中行事文」に各々「毎日」とあること、日記体「巳一

刻供「日次御贊」の註として付され、実際に日々記されたこと（殿上日記逸文⁽⁵⁸⁾）、供御所の同義として「日次所」（史料7）、「日次供御所」⁽⁵⁹⁾を確認できることから、文字通り「毎日」御贊を貢進したとみられる。これは、貢進に「結番」が組まれた、御厨とは性格を異にする。また、③特定の「生鮮品目」を志向する傾向があり、おそらく、御厨のような加工品は献じない。そして、④生産には、供御飼飼⁽⁶⁰⁾という、官司直属の専門漁撈集団が従事しており、やはり、徭丁が生産に関わる御厨とは同一視できないだろう。

3 御厨子所供御飼飼の成立

供御飼飼は、以上にみた、供御所における日次御贊生産を担い始めたことによつて、成立したと考えられる。本章

の最後に、あらためて史料8『躬恒集』を取り上げ、九世紀末から十世紀初頭における飼飼の制度的位置づけの変化を、検討したい。

史料8で再度注意したいのは、宣旨飼使に、当時御厨子所官人と推定できる、凡河内躬恒が、任じられている点である。その理由に関わるのが、次掲史料にみえる、「御厨子所の飼飼の長」の存在だろう。

史料16 『源氏物語』 藤裏葉

神無月の二十日あまりのほどに、六条院に行幸あり。

（中略）

巳の刻に行幸ありて、まづ馬場殿に、左右の寮の御馬牽き並べて、左右の近衛立ち添ひたる作法、五月の節にあやめわかれず通ひたり。未下るほどに、南の寝殿に移りおはします。道のほどの反橋、渡殿には錦を敷き、あらはなるべき所には軟障をひき、いつくしうなさせたまへり。東の池に舟ども浮けて、御厨子所の飼飼の長、院の飼飼を召し並べて、飼をおろさせたまへり。小さき鮒ども食ひたり。わざとの御覽とはなけれど、過ぎさせたまふ道の興ばかりなん。（後略）

右によれば、神無月、冷泉帝・朱雀院による行幸の際、

六条院の庭園は大きく作り直され、馬場殿には馬が並べられるなど、五月五日節にも劣らない饗宴となつた。このうち、注目すべきは、未の時、饗宴参加者が「南の寢殿」へ移動する場面であり、「東の池」に現れる、「御厨子所の鵜飼の長」の存在である。《儀式史料》にも、「御厨子所鵜飼」（アウオ）、「鵜飼長」（エ）とみえており、鵜飼が、ある時期から御厨子所に属していたことは、先学により、古くから明らかにされている。⁽⁶²⁾すなわち、小林氏が指摘したように、鵜飼は、仁和元年における贊戸停廃後も、中央官司に直属し、世襲の長が集団を率いる仕組みが保たれていたのである。⁽⁶³⁾

したがつて、延喜六年（九〇六）時点、鵜飼が御厨子所に属していたため、宣旨飼に、御厨子所官人の躬恒が関与していたと解釈できるのである。そのため、史料8からは、あわせて「御厨子所—供御所」という統括関係も読み取れ、供御所の整備は、九世紀末の御厨子所の成立⁽⁶⁴⁾を前提として行われたと考えることができる。史料8が、延喜六年時の様子を伝えることからも、鵜飼は、御厨子所成立から遠くない時期に、その管理下に入つたとみてよいだろう。贊戸停廃を促した「内膳司奏」が、鵜飼に触れなかつたのは、彼らが内膳司の管理から離れたためだつたのである。

贊戸解散に伴い、御厨子所供御鵜飼が、御厨とは異な

る、新しい日次御贊制を担うことになつて以降、彼らが駆使するウの需要は増し、数量の安定的確保は、更に重要な課題となつたことが推定できる。仁和元年における貢鵜違期断罪は、以降の、日次贊貢納の変革と、その一部を支える鵜飼集団の整備を意図した措置だつたのだろう。「御厨子所の供御鵜飼」は、九世紀末～十世紀初頭、御厨子所・供御所に直結する日次御贊制を支える生産者に位置づけられたことにより、成立したのである。

さらに、治暦四年（一〇六八）七月四日「御厨子所符案」⁽⁶⁶⁾には「桂御厨鵜飼」とあって、これにより、後には、葛野河の鵜飼も公民化したことがわかるが、この現象は、十一世紀の宣旨飼の廃止と、相互に影響し合つた可能性が高い。つまり、以上にみてきた、十世紀の貢鵜と鵜飼の儀礼化と、九世紀末の御贊生産をめぐる鵜飼の特殊化についても、両者は密接に連動した現象だつたと解されるのである。

おわりに

これまで、平安期における、(1)貢鵜の需要と供給の関係と、(2)十世紀以降の鵜飼の活動の成り立ちを考えてきた。最後に、本稿で明らかになつた点をまとめておきたい。

(1) 平安時代、朝廷は、鵜飼に適合するウミウを確保するため、その渡りの生態を把握し、飛来地にあたる出羽・能登・佐渡・大宰府管内の日本海沿岸を、貢鵜地として管理・独占していたと考えられる。また、九世紀において、ウミウは、「十月」頃の貢鵜到着と同時に捕獲され始め、官鵜として現地で飼い馴らされた後、鵜飼の日次御贊生産に間に合うよう、「四月以前」に貢進されていた。しかし、

十世紀以降は、貢鵜期限が、宣旨飼が行われる「八月」に変更されることから、貢鵜の性格は、儀式の実施を目的としたものへと変化し、ウの供給を受けた鵜飼漁も、儀礼的側面が強調されることとなつた。

(2) 以上の十世紀の貢鵜と鵜飼の儀礼化は、御厨子所所属の供御鵜飼が、御厨と異なる御厨子所・供御所直結の日次御贊制に組み込まれたことで成立したことと、深く関係していたことが明らかとなつた。

今後は、鵜飼の献じる漁獲物そのものの意義について、御贊の具体的な進上形式や宣旨飼の検討を通して、明らかにしたい。

(1) 以下、史料の引用以外は、カナで表記する。

(2) 中国の鵜飼については、ベルトルト・ラウファー著／小林清市訳『鵜飼』(博品社一九九六)、卯田宗平「ウを飼い馴らす技法」(『日本民俗学』二五四二〇〇八)、同「中國大陸の鵜飼い」(『日本民俗学』二六一二〇一〇)、同『鵜飼いと現代中国』(東京大学出版会二〇一四)などを参照。

(3) 篠原徹『自然と民俗』(日本エディタースクール出版部一九九〇)

(4) 最上孝敬『鵜飼の伝承』『原始漁法の民俗』(岩崎美術社一九六九)

(5) 主要な研究として、西村真次「阿太養鷺部の研究」(『社会経済史学』三一八一九三三)、瀧川政次郎「雜供戸考」『法制史論叢第四冊 律令諸制及び令外官の研究』(角川書店一九六七、初出一九五八)、網野善彦「鵜飼と桂女」(網野善彦著作集第七卷 中世の非農業民と天皇) (岩波書店一〇〇八、一九七三論文の補訂)、同「鵜飼の歴史」(『岐阜市史 通史編 原始・古代・中世』(岐阜市一九八〇)、小林茂文「古代の鵜飼について」(『民衆史研究』一九一九八〇)、樋口知志「川と海の生業」(『列島の古代史』二暮らしと生業) (岩波書店一〇〇五) を挙げる。

(6) 可児弘明『鵜飼』(中公新書一九六六)

(7) 養老五年(七二二)七月庚午条

(8)

瀧川前掲註(5)論文、勝浦令子「律令制下贊貢納の変

遷」（『日本歴史』三五二 一九七七）など

(9) 『続日本紀』天平十七年（七四六）九月癸酉条

(10) 『続日本紀』天平宝字八年（七六四）十月甲戌条、『万葉集』卷十七—三九九一、十七—四〇一一、十七—四〇二三、十九—四一五六、十九—四一五八歌、日本学士院日本

科学史刊行会編『明治前日本漁業技術史』（日本学術振興会 一九五九）

(11) 平城宮跡第二次内裏北外郭中央区SK一一〇一から、「・」□「郷宮鵜」□「養カ」・」五日 大録ト□「部カ」□「（平城宮二一一九四四）とある木簡が出土しており、優れた漁撈技術をもつ鵜飼が、諸国から差発されていた可能性も考えられる。機会をあらため、詳述したい。なお、奈良国立文化財研究所『平城宮木簡二 解説』（真陽社 一九七五）、渡辺晃宏『平城京一二〇〇年「全検証』（柏書房二〇一〇）は、上記部分の釈文を、「富鵜」とする。

(12) 綱野前掲註（5）一二〇〇八論文。ただし、綱野が根拠として、「鵜飼は江人ともいわれていた」とする点には従えない。

(13) 史料上のウの表記には複数あるが、区別はない。

(14) 綱野前掲註（5）一九八〇論文

(15) 黒田洋子が推定するように、首書は「分給三所鵜飼」に類する語句だろう。黒田解説「飼鵜備供御」佐藤宗諄先生退官記念論文集刊行会編『親信卿記』の研究（思文閣出版 二〇〇五）

(16) 『うつほ物語』（吹上・上）にみえる、神南備種松の贈物

平安時代の貢鵜と供御鵜飼の成立

に、「鵜四つ、籠、杓」がある。四羽という数字は、杓（天秤棒）で前後に籠を下げ、ウを二羽ずつ入れて一組にしたこにもよるか。

(17) 黒田前掲解説。関連史料に宇治の鵜飼がみえるほか、追加根拠として、『百鍊抄』大治元年（一二二六）六月二十一日条「紀伊国所レ進魚網於院御門前被燒棄」。此外諸国所レ進之羅網五千余帖被棄レ之。又除神領御供之外、永停三所々網。宇治・桂鵜皆被放棄、鷹犬之類皆以如レ此。此両三年殊所レ被禁殺生也」を挙げる。殺生禁断は、多く供御貢納地が対象となるため、「宇治」の鵜も放たれだと考える。

(18) 黒田前掲解説。

(19) 『類聚三代格』弘仁四年（八一三）四月十六日太政官符「今在レ庫綿足レ為儲料」など。

(20) 以下のウミウとカワウの生態については、主に、十王町一村一文化創造事業推進委員会編／発行『ウミウとの共生』（一〇〇〇）、『特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）』（環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室など 二〇一三）を参考照。

(21) 『万葉集』三一三五九「阿倍の島 鵜の住む磯に 寄せる波（後略）」、「同」六一九四三「玉藻刈る 辛荷の島に島廻する 鵜にしもあれや（後略）」など。なお、『古事記』崇神天皇段、建波邇安王軍への追打ちの場面で、「久須婆」（現枚方市楠葉、淀川流域）を舞台に「（前略）又、

遮「其逃軍」以斬者、如レ鵜浮「於河」故、号「其河」謂「鵜河」也」と連想されるのは、カワウかもしだれない。

(22) 史料3は、年終断罪奏の時期とも重なるが、仁和元年の年終断罪奏の記事が『日本三代実録』同年十一月二十三日癸酉条にみえること、「詔」が下されて断罪された例がみえないこと等から、通常の年終断罪奏とは異質の措置と考

えられる。年終断罪奏については、長谷山彰「律令裁判制度における太政官覆審」「新裁判の歴史」(成文堂 一九九七、初出一九九五) 参照。

(23) 「新編国歌大観」編集委員会編『新編国歌大観 第七卷』私家集編Ⅲ歌集(角川書店 一九八八)

(24) 天禄二年(九七一)七月段

(25) 長良川鵜飼文化の魅力発信事業実行委員会編・発行『長良川鵜飼再発見』(一〇一三)

(26) 佐藤全敏「古代天皇の食事と贊」『平安時代の天皇と官僚制』(東京大学出版会 一〇〇八、初出一〇〇四)

(27) 網野前掲註(5)両論文

(28) 『日本書紀』天武四年(六七五)四月庚寅条(抜粋)「四月一日以後、九月三十日以前、莫置比滿沙伎理梁」、『出雲國風土記』嶋根郡条(抜粋)「朝酌促戸渡: 篓亘東西、春秋出入」など。

(29) 『能宣集』八七歌詞書「六月、かはづらに祓する所、網引き、鵜など飼ふ」、『貫之集』一一〇歌題「六月、鵜飼」

(30) 『躬恒集』二七歌

(31) 日本中部では、新暦の三月から五月に溯上する所が多い。宮地伝三郎ら共著『全改訂新版 原色日本淡水魚類図鑑』(保育社 一九七六)。なお、『古事記』仲哀天皇段などで、神功皇后が「四月上旬」、飯粒を餌に「年魚」を釣った伝承記事も、参考になる。

(32) 大東急本『和名類聚抄』鱗介部龍魚類

(33) 『侍中群要』(第三 供御膳次第)によれば、御厨子所御膳のうち、「東西河供鮎」は「河膳苞巻」と号けられ、苞巻の形態は東西で異なるものだった。鵜飼の献じる御贊の意義については、別の機会に扱いたい。

(34) 『日本後紀』延暦十八年(七九九)八月戊寅・己卯・癸未条

(35) 平城京左京三条二坊八坪二条大路濠状遺構 SD五一〇〇出土木簡に、「葛野河年魚二百五十隻 四月十九日作」とある木簡がある(概二三一十三下)。山尾幸久「『延喜式』の御贊をめぐつて(下)」(『古代文化』四三 一九九一)

は、この木簡から、後に供御所としてみえる葛野河の鮎が、八世紀から貢進されていたことを指摘する。「年魚」は鵜飼の捕獲による可能性が高いが、出土地が、光明皇后宮ないし藤原麻呂の家政機関に関わる点をふまえると、「禁河」の性格があつたか否かは未詳である。

(36) 『筑後国正税帳』、『周防国正税帳』。弓野正武「古代養鷹史の一側面」竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『律令制と古代社会』(東京堂出版 一九八四)、秋吉正博「貢鷹制度の基盤」『日本古代養鷹の研究』(思文閣出版 一〇〇〇)

四)

(37) 前掲註(9)、(10)

(38) 『小右記』天元元年(九七八)四月二十五日条(『花鳥余情』所引)には、「昨日」出羽が献じた「鷹八聯・犬八牙」は、「令籠物忌」めたあと、「今日御覽」とあるように、中央への到着後、物忌をはさんでも、翌日には各所に分給されている。

(39) 財団法人冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 第二十一卷 平安私家集八』(朝日新聞社 一九九三)所収。

なお、仮名は適宜漢字に改めた。

(40) 田中登解説「躬恒集 建長四年本」(前掲『平安私家集八』所収)。藤本孝一「国宝『三十六人家集』の筆者論」

『日本の美術』四三六 二〇〇二)は、西本願寺本を建長四年本の直接の親本とはせず、西本願寺本→貴所御本→建長四年本の伝写過程を主張する。

(41) 京都女子大学国文学研究室『西本願寺本三十六人家集』別冊一(墨水書房 一九七三)

(42) 藤岡忠美・徳原茂実『躬恒集注釈』(貴重本刊行会 二〇〇三)

(43) 平沢竜介校注「躬恒集」「貫之集・躬恒集・友則集・忠岑集」(明治書院 一九九七)

(44) 「躬恒集」「六月」の「六」は、「八」の誤写と考える。

(45) 鷹の場合、巣や個体まで把握されたことが明らかで、ウにも同様のことは想定できる。弓野前掲註(36)論文。

(46) 莖米一志「内膳司御厨の展開について」(『延喜式研究』

平安時代の貢鶴と供御鶴飼の成立

八一九九三)は、当該期までの江人の分化について指摘する。

(47) 『類聚三代格』元慶七年(八八三)十月二十六日太政官符。「員外贊人」の語は『日本三代実録』同日条による。

(48) 戸田芳実「御厨と在地領主」『初期中世社会史の研究』(東京大学出版会 一九九一、初出一九七〇)

(49) 『日本三代実録』仁和三年(八八七)六月癸丑条

(50) 赤松俊秀「座について」『古代中世社会経済史研究』(平樂寺書店 一九七二、初出一九五四)、戸田前掲註(48)論文、網野善彦「海民の諸身分とその様相」(前掲註(5)二〇〇八書所収、一九七一論文の補訂)

(51) 『類聚三代格』延暦十九年(八〇〇)五月十五日太政官符

(52) 『類聚符宣抄』(第七 諸国郡司事)康保五年(九六八)六月二十九日「紀伊国司解」、壬生本『西宮記』(第十軸臨時 宣旨事)「内膳御厨別當筑摩長等事」

(53) 綱野前掲註(5)一九八〇論文、佐藤前掲註(26)論文

(54) 前田家卷子本『西宮記』(卷十 乙 臨時丁 侍中事)所引「日中行事文」

(55) 勝浦令子「古代における禁獵区政策」井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』下巻(吉川弘文館 一九七八)、

(56) 『類聚三代格』嘉祥二年(八五〇)四月二十七日太政官符

(57) 玉井力「九・十世紀の藏人所に関する一考察」『平安時

代の貴族と天皇』（岩波書店 一〇〇〇、初出一九七三）、
山尾前掲註（35）論文

(58) 和田英松纂輯／森克己校訂『国書逸文』（国書刊行会
一九九五）

(59) 『類聚符宣抄』（第八 任符）延喜二十年（九二〇）六月
十九日「近江史生丸部安沢解」

(60) 葛野河の「鮎河」のほか、近江供御所は「御雉所」（『朝
野群載』〈第八 別奏〉承保三年（一〇七六）八月二十七
日申状）と別称をもち、四衛府供御所（延久四年（一〇七
二）九月五日太政官牒（石清水田中家文書／平三一一〇八
三））が担うのが、「小鮎」日々御贊だった点も参考にな
る。

(61) 『躬恒集』四二七歌詞書に「延喜の御時に御厨子所に侍
ひける時（後略）」とあり、『古今和歌集目録』（『群書類
従』卷第二八五 和歌部）の経歷にも「御厨子所」とみえ
る。

(62) 西村前掲註（5）論文

(63) 小林前掲註（5）論文

(64) 佐藤全敏「宮中の「所」と所々別当制」『平安時代の天

皇と官僚制』（東京大学出版会 二〇〇八）は、貞觀十五
年（八七三）から寛平九年（八九七）の間とする。

(65) 寛平九年（八九七）制定で、「四衛府供御所」を拠点と
する四衛府小鮎日々御贊も、日中行事文の「御厨子所例」
に、運用細目が載る（前掲註（54））。

(66) 赤松前掲註（50）書所収